

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
山口県山口市	1	マイナンバーの多目的利用に向けた規制緩和	①データの管理としては、「マイナンバー（地域ID）」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号（または地域ポイントカード）を紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、様々な分野のデータと連携することで、いままで見えてこなかった課題を可視化し、その課題をデータ活用で効率かつ迅速に解決に繋がる。 ②通貨、ポイント、クーポン等をデジタル化し、利用をキャッシュレス化すると同時に、個人に「地域ID」を付与し、これとマイナンバーと連携したデータ連携基盤の構築の一部を担う。	①地域内での生活活動や各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーの提示を行わず、マイナンバーに紐づけられた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、手ぶらでの買い物・移動などを可能とする。 ②地域外に「お金とデータ」が流出しなくなり、地域内で資金とデータが循環することにより、事業の発展性が向上されやすくなる。 ・地域IDに集約されるデータとマイナンバーに紐づけられるデータを連携させ、AI等でデータ解析することで、更なる高品質な市民サービスの提供が可能となる。さらに、そのサービスの提供による効果等のデータを取得し、AI等でデータ解析し新たなサービスを提供する循環型サービス提供システムの構築が可能となる。	更なる高品質な市民サービスを提供するため、マイナンバーに紐付けられるデータ連記は必要不可欠であるが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規制により困難である。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条（提供の求めの制限）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）	各条項における制限を緩和する。	内閣府	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する。②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する。③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられている。こうした措置は、マイナンバーが全住民に普遍的に付番され、他の識別子に比べて識別強度が高く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどによるプライバシー侵害を防止する必要があることから、住基ネット最高裁判決を踏まえ講じられたものであり、これを緩和することは困難である。				
山口県山口市	2	中山間地域内限定的移動手段の確保に向けた規制緩和	①不足する交通事業者の運転士を確保するために、地域の有志等（地域団体を想定）を「地域内限定ドライバー」として、地域内の送迎等をデマンドによる移送を行う。 ②地域外や遠方までの運転は不安でも、よく知る地域内の運転であればできるという方もいることから、地域内の移動に限定した車両を導入する。運転には普通自動車免許が必要だが、運転講習等を受講してもらい適性がある者であれば、免許を保有していない者も運転可能とする。地区内での買い物、通院、イベント等へ自分の運転で参加することが可能となり、遠方までの外出には、地域内にパークアンドライド駐車場を設置して、公共交通へ乗り換えて目的地へ移動。	これまで、高齢者の方でバス停や鉄道駅まで歩いていくことが難しい方は、近隣の方や家族にお願いして目的地まで連れて行ってもらうことが、都合が悪くなった場合にはその用事をあきらめてしまっていることが多い。左記の事業を実施することで、高齢者の方も気兼ねなく、外出機会が増えることが見込まれ、地域内の活動、経済効果が一定程度見込まれる。 ①タクシー事業としてこれまで地域の需要に応えられなかった運送が可能となるため、一定の収入増が見込まれる。 ②免許返納をされた方、免許を保有していない学生等の移動手段の確保につながり、外出機会の増加が見込まれる。 また、当該地域を含む東東地域は広域であるため、タクシー配送のための回送が非常に長い距離を要する。そうした課題を解決するために、地域内の指定箇所までは超小型車両で自ら運転し、そこからはタクシーにより目的地に行くといった相乗効果につながる。	①タクシー事業などの一般旅客運送事業を行う場合の事業用車両の運転は、第二種運転免許を受けた者でないとできないことから、現行では取組が不可能 ②公安委員会の運転免許を受けずに自動車の運転はしてはならないことになっており、現行では取組が不可能。	道路運送法（運転者の制限）第二十五条 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令三号 道路交通法（第二種免許）第八十六条（無免許運転等の禁止）第六十四条	地域内限定免許の創設 ①道路運送法第二十五条及び道路交通法第八十六条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内の一般旅客事業（タクシー事業）について、地域内の住民等が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれる場合に限り、タクシー事業の運転免許を交付され、当該地域内の一般旅客事業（タクシー事業）の運転が可能となるもの。 ②道路交通法第六十四条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内における小型車両の運転について、地域内の住民が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれるものについては、地域内限定の運転免許を交付され、地域内の運転が可能となるもの。	警察庁 国土交通省	御提案の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。 一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となる。運転免許試験によって確認している自動車の運転に必要な適性、知識及び技能は運転する地域によって異なるものではなく、運転免許試験に合格していない者に自動車を運転することを認めた場合には、歩行者や自動車等の他の交通主体に危険を及ぼすおそれがあることから、地域を限定した場合であっても、異なる手続きで運転免許を与えることはできません。	急速な人口減少、超高齢社会が進展する阿東地域地福地区では、地元タクシー事業者の担い手が不足していることなどにより、地域住民の移動需要に十分に対応することが難しい状況の中、交通空白地ではないことなど、自家用有償旅客運送は難しく、地元の公共交通を維持しながら、地域住民の生活の維持、利便性の向上を図っていく必要があることから、規制緩和により、地域住民が、二種免許非保有者が一定の運転講習を受講したうえで、地域内に限定した旅客運送について、特別に免許を付与されたものとして、臨時ドライバーとして旅客運送の事業を支援できるように、再検討をお願いする。			第二種免許制度は、旅客自動車の運転が、1日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないけいないこと等を踏まえ、運転経験や取得要件について第一種免許よりも厳格な要件を求めるとしているもので、交通安全を確保する上で、重要な意義を有しています。したがって、御提案の事業が道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当する場合は、その旅客自動車の運転に当たり、第二種免許を不要とするについては、慎重な検討を要するものと考えます。 一方で、少子化等を背景に、自動車運送業界における運転者不足が深刻化する中で、同業界における運転者不足を解消する必要性があることも承知しており、令和2年道路交通法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上かつ19歳以上かつ普通免許等保有1年以上以上）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）ので、この制度の活用も検討していただきたいと考えています。（※令和3年10月時点）
山口県山口市	3	通年滞在型のインターンシップに向けた規制緩和	大学生に阿東地域でシェアハウスに居住してもらい、大学の単位を修得しながら、地域課題の解決に向けた生活を送ってもらう。	地域の困りごとを解決することで収入を得ながら、安価な生活費で共同生活をおくってもらいます。中山間地域に居住し、困った人のために働く意義や多くの人と関わることでのお礼と笑顔に対する満足感、地域活性化に対する自信、優良企業への採用時の評価等、自己承認欲求や自己肯定感を充足し、人生を変えるインターンシップを目指します。		大学設置基準第25条第1項 道路交通法第八十六条	大学設置基準第25条第1項の規定については124単位を遠隔授業によって修得することができるようになって欲しい。 学生ドライバーによる高齢者の移動について、道路交通法第八十六条の第二種免許を修得していても、地区内で運転ができるように欲しい。	警察庁 文部科学省	御提案の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。 一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となります。令和2年道路交通法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上かつ19歳以上かつ普通免許等保有1年以上以上）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）。（※令和3年7月時点）				
山口県山口市	4	AIを活用した「避難支援」に向けた規制緩和	①AIが個人向けに避難情報を自動配信 ②オンラインによる避難行動要支援者支援の円滑化	避難の必要性を自分事として捉えることで、適切な避難行動を取り、逃げ遅れにより命を落とす事象が減少する。また、要支援者への避難支援が円滑に行われるようになる。	①市町村長の避難の指示等 ②避難行動要支援者名簿の作成等	①災害対策基本法第60条 ②災害対策基本法第49条の1から13	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立退きが必要であると認めるときは、AIの避難情報配信に必要となる情報（位置情報等の個人情報）を取得するにあたり、本人の同意が不要であることを追記。 ②避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者への同意確認、名簿情報の利用・提供を全てオンライン化するため、要支援者に係る必要な情報の取扱いを改正。	内閣府	① ○御提案の「A1を活用した避難情報配信」について、貴市がどのような目的で、どのようなシステムを整備する予定かとは定かたではないが、住民等の位置情報は携帯電話を取り扱う電気通信事業者を通じて取得する等が想定されること、その情報提供の可否は、貴市の整備予定のシステムの目的や情報漏えい等の措置等の状況も含め、当該システムへの情報提供が、当該事業者と携帯電話所有者との個人情報取扱約款等において認められる性質のものか否かにより判断されるものと承知しており、災害対策基本法上の措置により解決することができる問題ではない。 ○なお、現在でも、携帯各社において、緊急速報メールにより各基地局のカバーするエリアベースで避難情報が配信されていると承知している。 ○また、内閣府において、昨年12月より、災害対応のデジタル化の課題や施策等について検討するため、有識者からなる「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催し、本年5月にとりまとめられた提言においては、災害対応や平時の災害準備における個人情報の取扱いに疑義が生じることがないよう、今後、各場面における個人情報の取扱いについて整理することとされていること。 ② 災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成や手続をオンラインで行うことを禁じていないところ。				